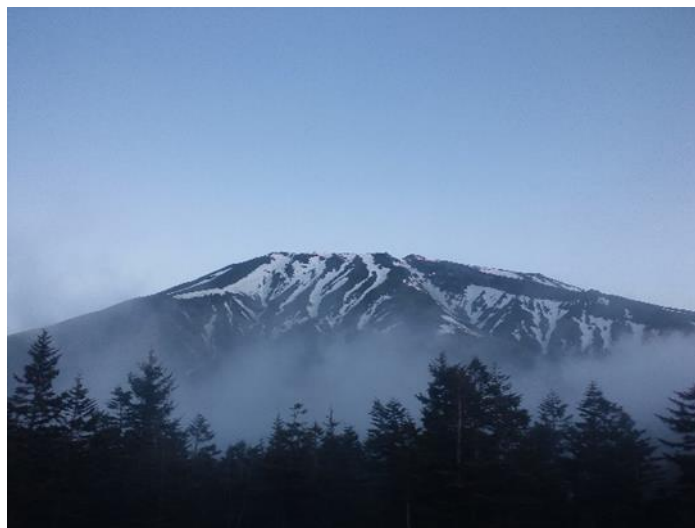




国立・国定公園の役割と発展

～御嶽山の新規指定候補地としての選定～



環境省 自然環境局 国立公園課長
熊倉 基之

自然公園法の体系 3種類の自然公園

自然公園法

国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）であって、環境大臣が指定するもの。

（原則 3 万ha以上、景観核心地域2千ha以上等）

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により指定するもの。

（原則 1 万ha以上、景観核心地域 1 千ha以上等）

都道府県立自然公園

優れた自然の風景地であって、都道府県が指定するもの。

※指定には、都道府県での条例制定が必要。

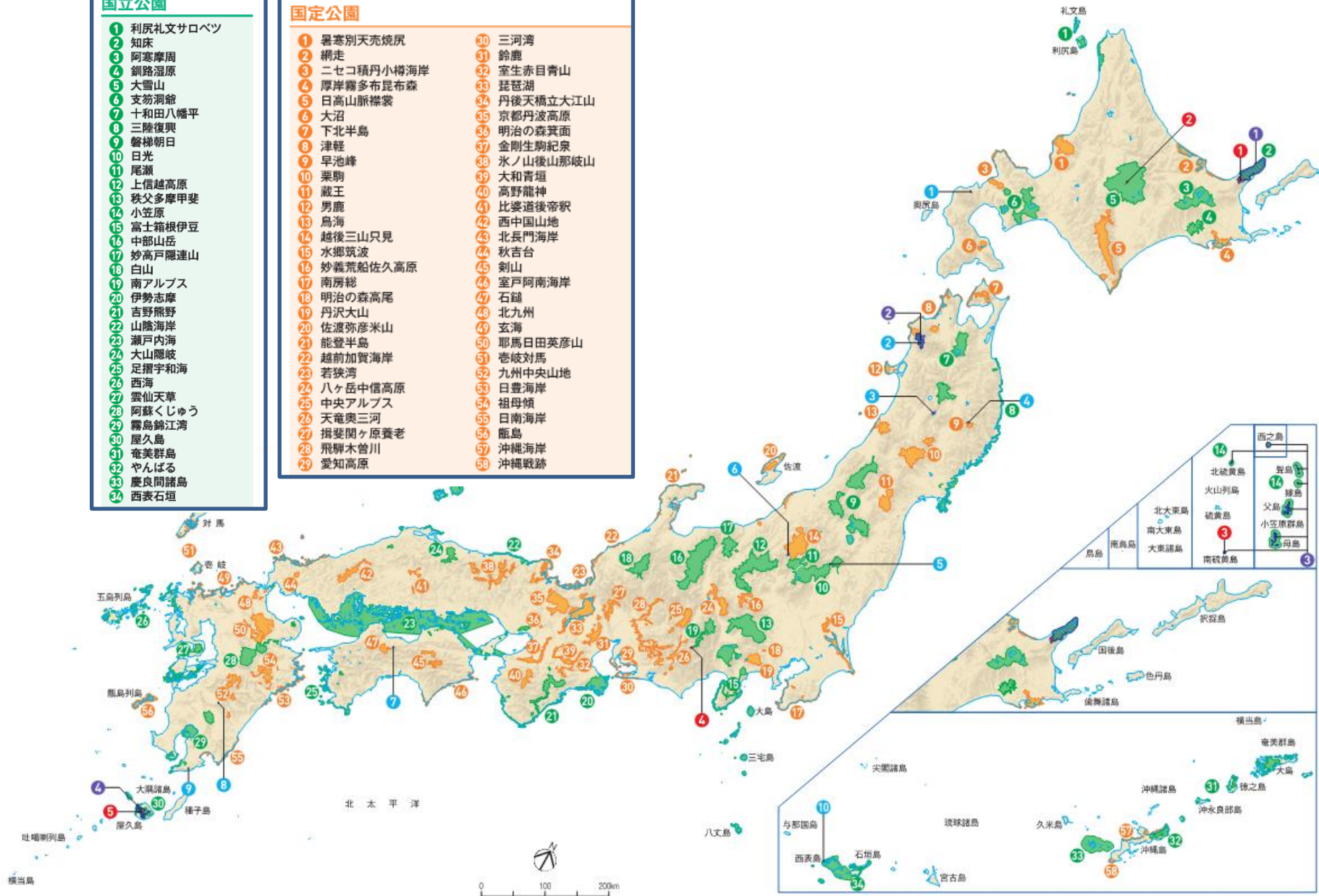
我が国の国立・国定公園

国立公園

- 1 利尻礼文サロベツ
- 2 知床
- 3 阿寒摩周
- 4 釧路湿原
- 5 大雪山
- 6 支笏洞爺
- 7 十和田八幡平
- 8 三陸復興
- 9 磐梯朝日
- 10 日光
- 11 尾瀬
- 12 上信越高原
- 13 秩父多摩甲斐
- 14 小笠原
- 15 富士箱根伊豆
- 16 中部山岳
- 17 妙高戸隠連山
- 18 白山
- 19 南アルプス
- 20 伊勢志摩
- 21 吉野熊野
- 22 山陰海岸
- 23 瀬戸内海
- 24 大山隠岐
- 25 足摺宇和海
- 26 西海
- 27 雲仙天草
- 28 阿蘇くじゅう
- 29 霧島錦江湾
- 30 屋久島
- 31 奄美群島
- 32 やんばる
- 33 慶良間諸島
- 34 西表石垣

国定公園

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 暑寒別天売焼尻 | 30 三河湾 |
| 2 網走 | 31 鈴鹿 |
| 3 ニセコ積丹小樽海岸 | 32 室生赤目青山 |
| 4 厚岸霧多布昆布森 | 33 琵琶湖 |
| 5 日高山脈標雲 | 34 丹後天橋立大江山 |
| 6 大沼 | 35 京都丹波高原 |
| 7 下北半島 | 36 明治の森箕面 |
| 8 津軽 | 37 金剛生駒紀泉 |
| 9 早池峰 | 38 氷ノ山後山那岐山 |
| 10 栗駒 | 39 大和青垣 |
| 11 蔵王 | 40 高野龍神 |
| 12 男鹿 | 41 比婆道後帝釈 |
| 13 鳥海 | 42 西中国山地 |
| 14 越後三山只見 | 43 北長門海岸 |
| 15 水郷筑波 | 44 秋吉台 |
| 16 妙義荒船佐久高原 | 45 剣山 |
| 17 南房総 | 46 室戸阿南海岸 |
| 18 明治の森高尾 | 47 石鎚 |
| 19 丹沢大山 | 48 北九州 |
| 20 佐渡弥彦米山 | 49 玄海 |
| 21 能登半島 | 50 耶馬日田英彦山 |
| 22 越前加賀海岸 | 51 巻岐対馬 |
| 23 若狭湾 | 52 九州中央山地 |
| 24 八ヶ岳中信高原 | 53 日豊海岸 |
| 25 中央アルプス | 54 祖母傾 |
| 26 天竜奥三河 | 55 日南海岸 |
| 27 揖斐関ヶ原養老 | 56 甌島 |
| 28 飛騨木曾川 | 57 沖縄海岸 |
| 29 愛知高原 | 58 沖縄戦跡 |



National
Parks
of Japan



国立・国定公園の新規指定候補地の選定

30by30目標

- 2021年の**G7サミット**では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「**ネイチャーポジティブ**」や、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「**30by30目標**」に取り組むことを約束
- 2022年4月、国内の30by30目標達成に向けて、**COP15**に先立ち「**30by30ロードマップ**」を策定
- 次期生物多様性国家戦略**（年内閣議決定予定）に「30by30目標」を組み込み

30by30ロードマップのポイント

■ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上

■ 地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

OECM※:保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（例 里地里山、企業の水源の森）

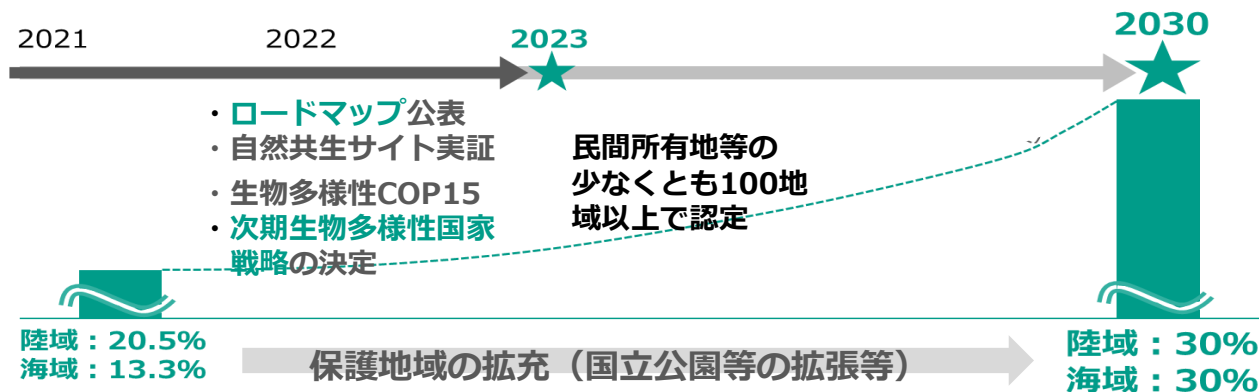
※Other Effective Area-based Conservation Measures



保護地域の拡張（国立公園等）



OECMとなるような里地里山



30by30目標を受けたこれまでの経緯と今後の予定

R3年度 総点検事業のフォローアップ業務を実施
～R4年度 (専門家へのヒアリングを含む)



R4.6.14 中央環境審議会 自然公園等小委員会に、国立・国定公園総点検事業フォローアップによる「国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地の選定結果」等を報告・公表



以後、地域の関係機関との調整や自然環境の詳細な調査等を行い、具体的な区域の範囲や地種区分について検討

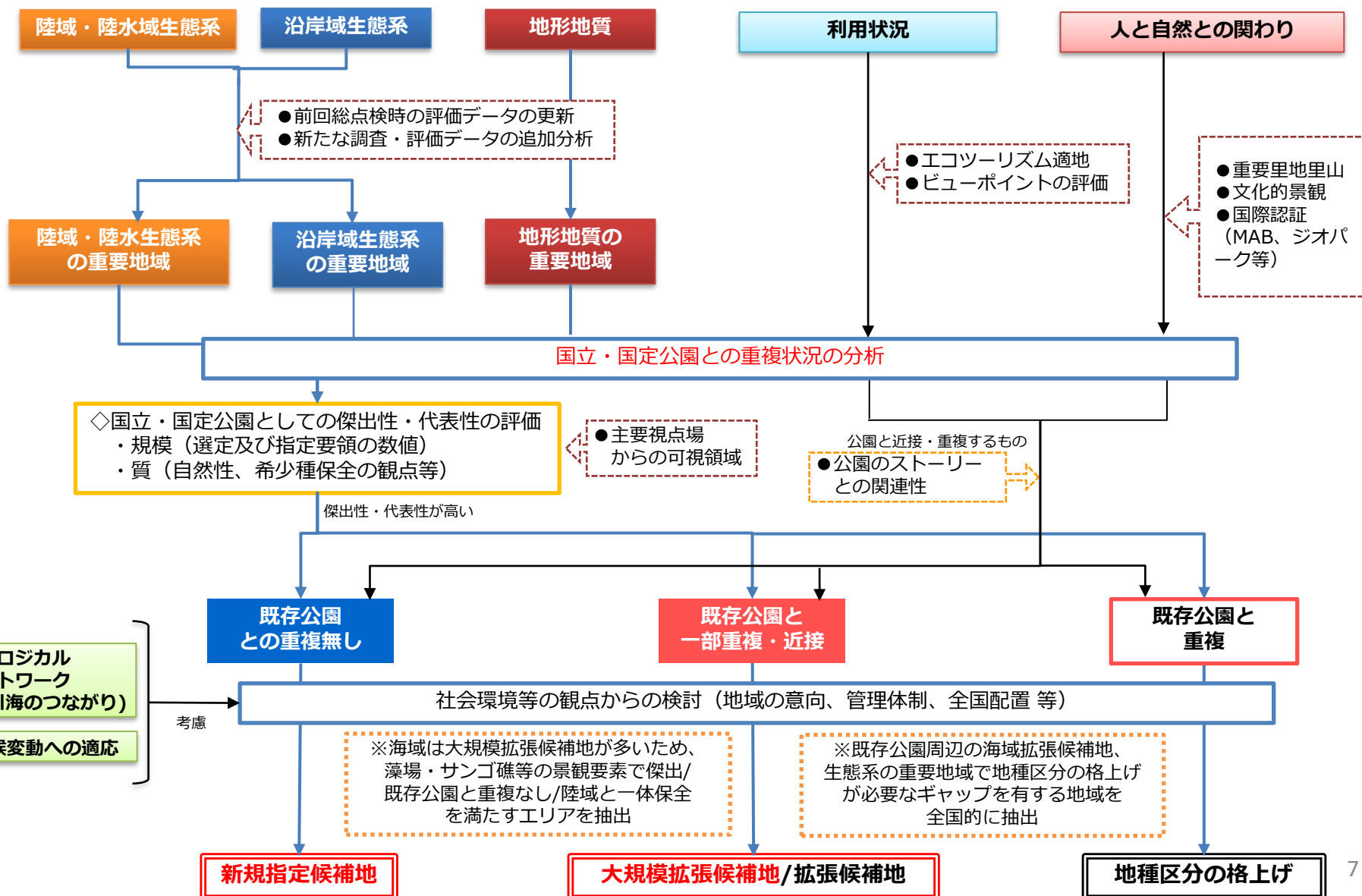


2030年に向けて順次指定・拡張を目指す

総点検事業フォローアップ業務による候補地選定フロー

① 前回総点検以降の科学的知見やデータの集積を踏まえた再評価

② 利用の観点での評価



国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地の選定結果

国立・国定公園総点検事業のフォローアップにより、国立・国定公園の新規指定・大幅拡張候補地を抽出した。

※今回候補地は最新の自然環境データ等に基づき資質の観点から抽出したものであり、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けては、関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

● 今回のフォローアップによる新規指定候補地（前回総点検事業からの継続を含む・4地域）

- ・野付半島・風蓮湖・根室半島※ 【国定公園の新規指定】
 - ・日高山脈・夕張山地※ 【国立公園の新規指定等】
 - ・御嶽山 【国定公園の新規指定】
 - ・宮古島沿岸海域（八重干瀬を含む） 【国定公園の新規指定】
- ※前回総点検事業からの継続

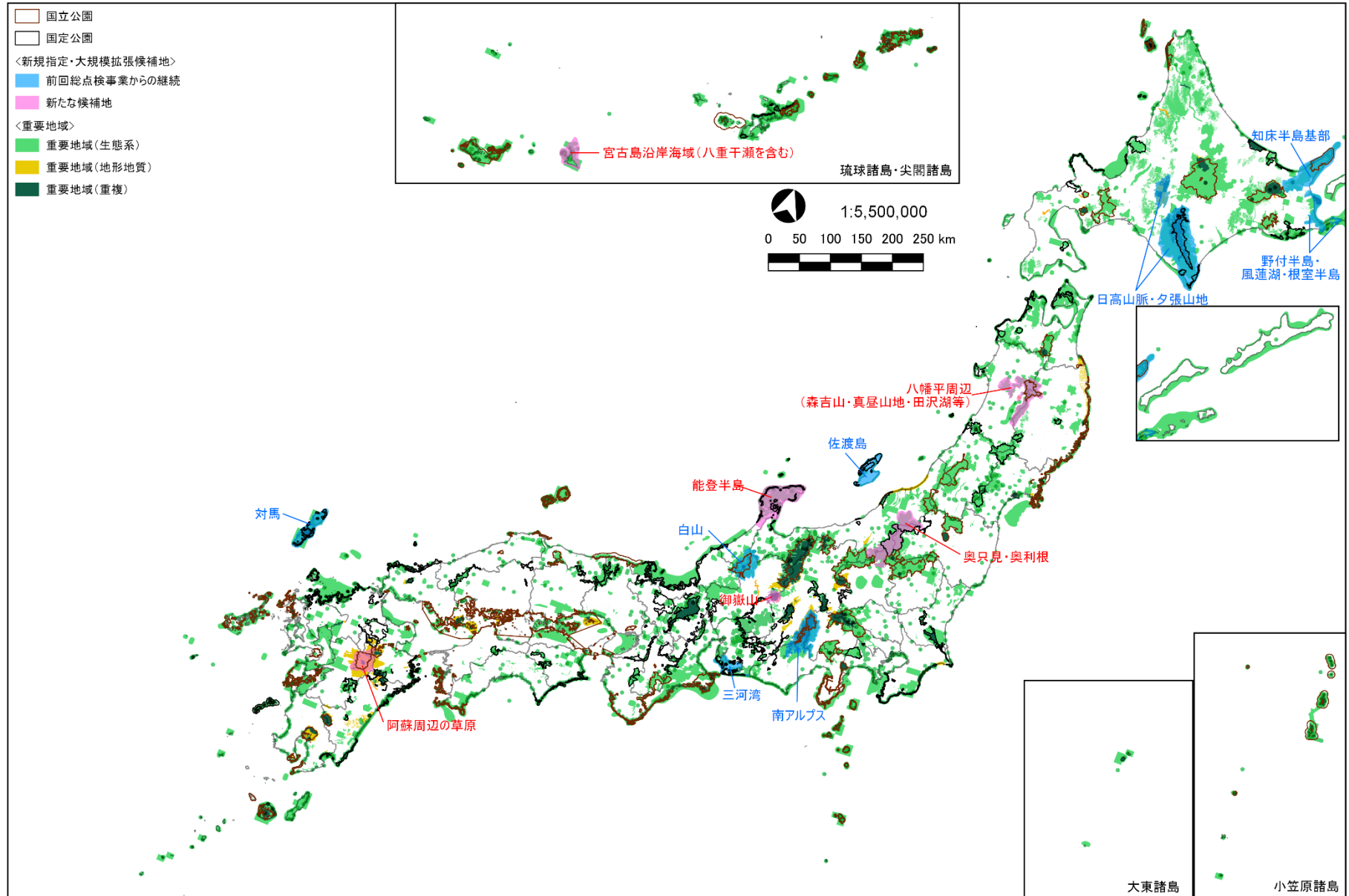
● 今回のフォローアップによる新たな大規模拡張候補地（4地域）

- ・八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等） 【国立公園区域の拡張又は国定公園の新規指定】
- ・奥只見・奥利根 【国立・国定公園区域の拡張等】
- ・能登半島 【国定公園区域の拡張】
- ・阿蘇周辺の草原 【国立公園区域の拡張】

なお、上記以外の前回総点検事業の候補地のうち未了の6地域については、継続する。

国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地の選定結果

環境省



※候補地は最新の自然環境データ等に基づき資質の観点から抽出したものであり、本図で図示された区域は自然植生・藻場・サンゴ礁等からなる生態系・地質の重要地域の区域を主に参考にして記入したものである。詳細な区域の範囲は決まっておらず、将来的な公園指定や公園区域の拡張に向けた関係機関との調整や詳細な調査検討が今後必要である。

御嶽山の選定理由

- 標高3000mを越える火山性の独立峰であり、雄大な風景地として親しまれている
- 高標高部のハイマツ帯、山腹のシラビソ、オオシラビソ、コメツガ等、連続的に自然植生が変化する様が見られる希有な場所であり、山麓には木曽ヒノキの美林も存在する。
- 最終氷期からの遺存植物も確認され、ライチョウの安定的な生息地としても重要である。北アルプス・中央アルプス・南アルプスまでの生態系ネットワークの連結の観点からも重要な地域である。
- 過去の地震による山体の崩壊地形やそれに伴って出現した堰止湖など、地形上重要な要素もみられる。
- 古くから山岳信仰の対象の山として知られており、自然と文化が融合した価値も高い。





国定公園の指定による影響とメリット

自然公園の役割～保護と利用～

目的: 我が国を代表する優れた**自然の風景地を保護**するとともに、その**利用**の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、**生物の多様性の確保**に寄与する(法第1条)

国立公園

34カ所

我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地
(環境大臣が指定し国が管理) **国土の5.8%**

国定公園

58カ所

国立公園に準ずる自然の風景地
(環境大臣が指定し都道府県が管理) **国土の3.9%**

公園計画

(環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定)

<保護に関する計画>(行為規制に関するゾーニング)

- ・**特別保護地区**: 特別地域内で特に嚴重に景觀の維持を図る必要のある地区。
- ・**特別地域**: 優れた風致景觀を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分。
- ・**海域公園地区**: 優れた海域景觀の維持及び適正な利用を図る地域。

建築物の新改増築
木竹の伐採
土石の採取 等

許可制

- ・**普通地域**: 特別地域及び海域公園地区以外の地域。

事前届出制

<利用(公園事業)に関する計画>(国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備)

- ・道路
- ・園地
- ・宿舎
- ・野営場 等

- ・国立公園事業は国が執行する
- ・地方公共団体は環境大臣に協議して国立公園事業の一部を執行することができる
- ・民間事業者は環境大臣の認可を受けて国立公園事業の一部を執行することができる

認可制

国定公園化の影響

国立公園・国定公園は、公園計画に規定する地種区分の内容に応じて、各種開発行為に対して許可又は届出を求めることにより、我が国を代表する自然の風景地を保護する仕組みです。

国定公園の許認可権限や施設整備は都道府県であるため、都道府県立自然公園からの格上げ指定の場合、大きな事務変更は生じません。(御嶽山は、現在、既に県立自然公園であるため、県立→国定の変更のみでは、基本的には規制に変化は生じません。)

現在の県立自然公園では指定できない「特別保護地区」の指定が可能となり、保護担保の強化が可能です。

現在の県立自然公園区域の「拡張」をする場合には、その区域に新たな開発規制はかかります。しかし、地種区分に応じ、林業や地域住民の生活に影響が及ばないようにすることは可能です。

国定公園化のメリット

国定公園は、自然公園法に基づき(都道府県の申出を受けて)環境大臣が指定することで、我が国を代表する自然の風景地として位置づけられます。

財政関係

- 利用施設整備に対して環境省の交付金支援(補助率45/100)
- 国際観光旅客税事業の支援対象に(地域協議会や計画策定、看板・展示・ウェブ情報の多言語化、自然体験アクティビティの磨き上げ等)
- 固定資産税の軽減(特別保護地区・第一種特別地域など)

誘客関係

- 国指定公園としてのブランド力の強化
- 環境省から国立公園とあわせて国内外にプロモーション

国際貢献・SDGs

- 今年の生物多様性条約締約国会議(COP15)で、30by30目標が国際目標として合意される見込み。

登山道整備



ガイドツアー



Facebook
フォロワー数
約133,000

国立公園満喫プロジェクト

令和4年度予算額 13,022百万円
※うち、国際観光旅客税 2,201百万円
【令和3年度補正予算額 799百万円】

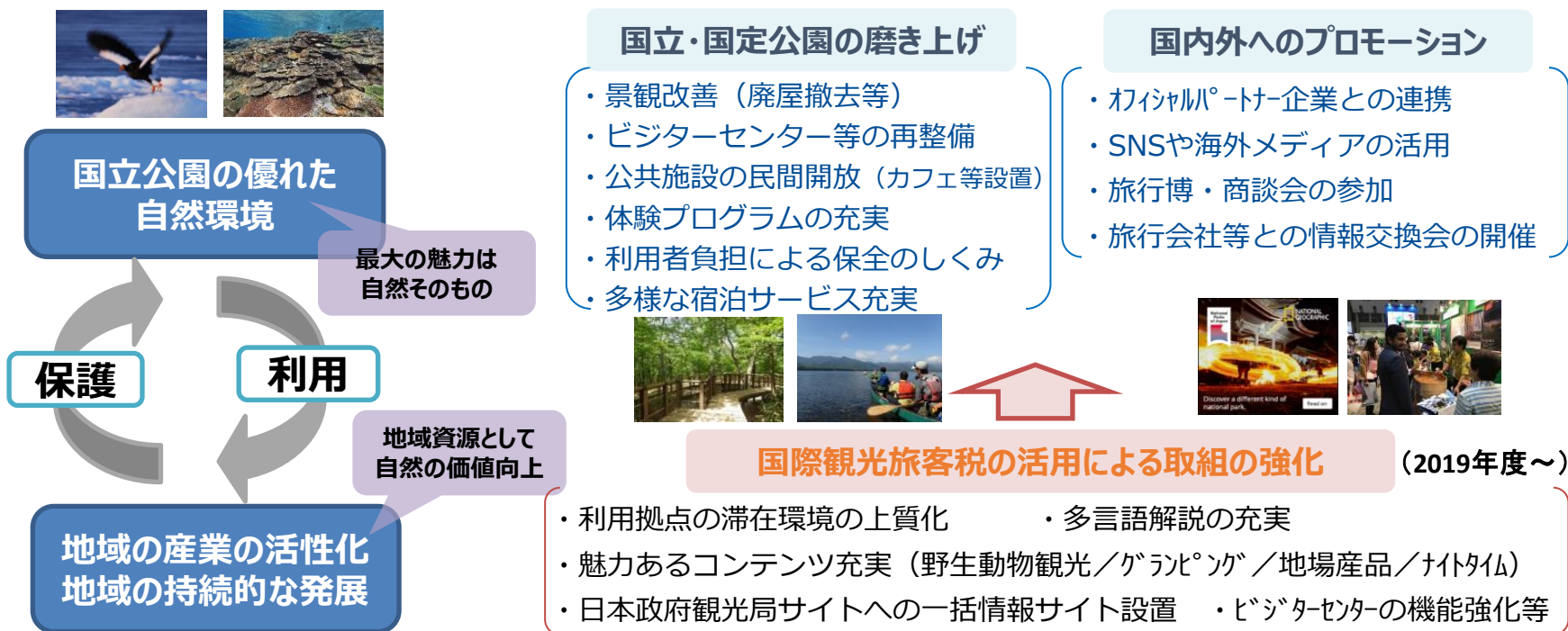
「明日の日本を支える観光ビジョン（2016年3月）」の柱の一つに国立公園が位置づけられる

2016年～ 国立公園満喫プロジェクト開始 【訪日外国人の国立公園利用者数】 490万人（2015年）→667万人（2019年）

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る

- ◆ 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ◆ 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

国立公園を核とした
地域循環共生圏の実現



御嶽山周辺エリアの将来ビジョンづくりへ

国定公園化した際には、満喫プロジェクトの経験を活かし、御嶽山の優れた自然を守りつつ地域活性化を図る取組を行政と地域が連携して進めたい。

地域の関係者が協議して、2014年の噴火災害を乗り越え、県域を超えた御嶽山周辺エリアをつなぐ将来ビジョンをつくり、それに基づく（エコツーリズム、スピリチュアルツーリズムなど）魅力的でかつ安全な利用ができる観光圏の構築を目指したい。